

武蔵野市 産前・産後支援ヘルパー事業 提供可能なサービスの範囲（具体例） 令和8年度

	提供可能例	提供不可例・備考
(1)簡単な食事の支度・下準備	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に可能な範囲の簡単な食事作り（当日分のみ） ・調理済み品の温め、配膳、片付け、食器洗い等 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な手間をかけて作る料理、つくりおき※事業者による ・来客者の応対（茶、食事の準備）
(2)衣類の洗濯 (3)居室の掃除 (4)食材又は生活必需品の買物	<p>【日常的な家事を行います】 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の衣類の洗濯・干す・たたむ・しまう ・シーツの洗濯 ・アイロン（数枚程度／デリケートな衣類は不可） ・居室等、台所、トイレ、浴室、洗面所、玄関等の掃除 ・ゴミ出し ・布団干し ・シーツ交換 ・生活に必要な品物の購入 （徒歩圏内、ヘルパーが持ち運べる範囲の重量） 	<p>【日常的に行わない家事・専門知識が必要なもの、危険を伴うものは対象外です】 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーテン等の洗濯 ・大掃除にあたる清掃（換気扇・窓拭き・カビ取り・ワックス等） ・引っ越しの手伝い ・部屋の模様替え（家具等の移動も含む） ・室外(庭やベランダ)の掃除 ・自動車等の洗浄 ・ペットの世話 ・草むしり、花木の手入れ
(5)出生した子の世話 ※生後何か月から可能かは事業者による	<ul style="list-style-type: none"> ・原則ヘルパー1人に児童1人 ・授乳、食事介助（粉ミルクの調合、授乳の手伝い） ・もく浴の補助・入浴介助（体を拭く、着替えの手伝い） ・おむつや衣類の交換・後片付け ・保護者同伴での散歩等の外出 <p>★安全面からお子様のお世話と同時に家事仕事はできません</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーのみでの子の世話 ・離乳食の調理 ・保護者不在での留守番 ・ヘルパー単独での沐浴 ・つめきり
(6)健診等の付添い	<ul style="list-style-type: none"> ・産後、乳幼児健診・予防接種等の同行 ・母の受診等に同行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーと子のみで通院
(7)兄姉の世話	<ul style="list-style-type: none"> ・居室で兄姉の世話をする ・兄姉を公園等に連れて行き遊ぶ （外に出る場合は1名だけとし、原則未就学児に限る） ・切迫早産、切迫流産で入院の際は、保護者が在宅であれば、兄姉の世話は可 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者不在での留守番
(8)兄姉の送迎	<p>【徒歩・ベビーカー・公共交通機関の利用、行程は片道30分程度を想定しています】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園への送迎（未就学児に限る） ・一度に送迎できるのは、ヘルパー1人に児童1人まで ・切迫早産、切迫流産入院の際は、保護者が在宅であれば兄姉の送迎は可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーのみでの1歳未満の子の送迎 ・習い事の送迎 ・自転車での送迎
その他支援できないことの例	<p>(ア) 病児保育 (イ) 医療行為 (ウ) 対象児童・母・同居家族が発熱等の感染性疾患の疑いがあるときの支援 (エ) 金融機関での現金の預け入れ・引き出し等</p> <p>備考：調理や家事に関する道具はお客様のものを利用します。スタッフにマスクや調理手袋を依頼される場合は、お客様でご用意をお願いします。</p>	